

南砺市市民センター設置条例一部改正について（概要）

1 改正の理由

南砺市井波市民センターが南砺市地域包括ケアセンター内へ移転することに伴い、従前からの位置「南砺市井波520番地」から「南砺市北川166番地1」へ変更するものです。

2 改正の内容

第2条第1項中、南砺市井波市民センターの位置を「南砺市井波520番地」から「南砺市北川166番地1」に改めます。

3 施行年月日

令和9年1月1日

議案第 号

南砺市市民センター設置条例の一部改正について

南砺市市民センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市市民センター設置条例の一部を改正する条例

南砺市市民センター設置条例（令和2年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「南砺市井波 520 番地」を「南砺市北川 166 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

南砺市市民センター設置条例新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 市民センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 523 918 738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市井波市民センター</td> <td>南砺市井波520番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	(略)	(略)	(略)	南砺市井波市民センター	南砺市井波520番地	(略)	(略)	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 市民センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="952 523 1635 738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>南砺市井波市民センター</td> <td>南砺市北川166番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	(略)	(略)	(略)	南砺市井波市民センター	南砺市北川166番地1	(略)	(略)	<p>位置の変更</p>
名称	位置	所管区域																				
(略)	(略)	(略)																				
南砺市井波市民センター	南砺市井波520番地																					
(略)	(略)																					
名称	位置	所管区域																				
(略)	(略)	(略)																				
南砺市井波市民センター	南砺市北川166番地1																					
(略)	(略)																					